

## 香芝市立香芝西中学校　いじめ防止基本方針

### 1　いじめの防止等のための対策の基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないようにする。さらに、いじめが生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であることの理解を深めるとともに、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようとする。学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### 2　いじめの定義

本校生徒に対する「いじめ」とは、本校当該生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3　いじめの理解

- いじめは、決して許されることのない、重大な人権侵害である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。
- いじめは、入れ替わりながら被害も加害も経験することが起こりうる。そのため、加害・被害という二者関係だけでなく、はやし立てる「観衆」や、周囲で黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- いじめられている生徒を守り通すとともに、いじめている生徒に対しては、毅然とした態度で指導する。
- いじめ問題は、社会全体に関する課題でもあるため、家庭や地域また関係機関と日頃から連携した取組を行う。

### 4　いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効に行うため、組織的な対応を行うための中核となる組織として、いじめ不登校対策委員会を設置する。また、本方針を年度初めに教職員に周知徹底する。

### 5　いじめの防止等に関する取組

#### (1)　いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。加害行為抑制のために、いじめが刑事罰の対象になることや損害賠償責任が発生する可能性があることを関係機関等と連携して指導する。また、物事を多面的・多角的に考え、議論していく力の向上や道徳心、お互いの人格を尊重

し合える態度などを育成する。そのために、道徳教育・人権教育全体の見直しを図るとともに、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所でおこなわれたり、大人が気付きにくく判断しにくい形でおこなわれたりすることが多いことから、ささいな兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。また、けんかやふざけ合い、ささいな事象と見えるものの中にもいじめにつながる可能性があると考えることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪のみをもって解消とできず、「少なくとも3か月の期間程度止んでいる」、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること」の2つ条件が満たすことが原則となる。この考えから、いじめが解消した場合でも引き続き、被害生徒・加害生徒を含め周りの集団を十分に観察するようとする。

(5) 家庭や地域との連携

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、PTAや学校コミュニティ協議会（西中コミュニティ）等といじめの問題について協議する場を設け、いじめの防止等の対策を家庭や地域と連携を図り、推進する。また、本方針内容を入学時または年度初めに生徒及び保護者に連絡する機会をもつ。

(6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応にあたっては、市教育委員会と迅速に適切に連携し対処する。また、警察やこども家庭相談センター等の関係機関とは、情報交換を定期的に行い連携の強化に努める。

## 6 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ不登校対策委員会により早急に調査を行う。

なお、事態によっては、市及び教育委員会が重大事態の調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

## 7 その他

いじめの防止等の対策について、本方針をはじめ、取組等を積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、本方針や取組が効果的に機能しているかについて、いじめ不登校対策委員会においてPDCAサイクルで検証し、必要に応じて見直しを行う。